

町田市行政不服審査会
2020年度第1号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年7月5日

答 申

町田市議会議長 戸塚 正人 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2021年1月15日付け20町市議第514号(2020年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2020年8月24日に処分庁町田市議会議長(以下「処分庁」という)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2020年9月2日付け20町市議第263号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2020年9月2日付け20町市議第263号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という)第6条の規定により、2020年8月24日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる意思決定がなされたか、その経緯がわかる文書」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2020年9月2日付け20町市議第263号の2「公文書不存在決定通知書」により、翻訳依頼をすべて口頭で行ったため、経緯がわかる文書は存在しないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市議会議長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2020年11月11日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2020年12月14日付け20町市議第465号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2021年1月15日付け20町市議第514号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年3月8日 処分庁への事情聴取
 - 2022年4月8日 審議
 - 2022年5月6日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 町田国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）からの依頼により、「議会のご案内」の外国語翻訳(中国語翻訳)を行ったが、翻訳作業に当たっては、提出締切り日のほか、翻訳文書の様式等について、事細かに指示を受けている。例えば、頁割りは、原文のパンフレットに対応して行うこと(例:冒頭1ページ目は表紙、2ページ目に「1市議会と市長」、「2市議会の役割」を配置する等)、写真等の画像は張り付ける必要はないが、その説明書きは翻訳すること、配置や枠囲み等のレイアウトもできる限り原文に近づけること等である(参考までに私の作成した翻訳原稿の一部を添付する)。この情報通信機器が発達し、メール等が日常的に使用される時世に町田市の職員は上記の事柄をすべて口頭のみで伝達したというのだろうか。この説明は極めて不自然である。なお、町田市のHPには、他の言語による「議会のご案内」の翻訳

版も掲載されているが、そのレイアウト等を見ると、他の言語についても同様の指示がなされていたことが窺える。

(2) 国際交流センターのボランティアは文字どおり、一般の市民がそれぞれの休日等の貴重な時間を割いて善意の無報酬で行っている。行政機関として、町田市は、当然にボランティアに委託する業務が、適当な内容のものであるか(本来、市において行うべき業務を丸投げしていないかなど)、業務量や期限の設定は適当であるか等を責任を持って検討した上、委託するものとする。しかしながら、上記処分庁の説明では、誰が発案し、どのような検討がなされたのか、まったく不明のままであり、あたかも無料の下請け業者に仕事をさせるかのような気楽さである。後述するとおり、ボランティアの業務には、直接、外国人に対面したり、現場に赴く必要がある等、一定の事故等のリスクも伴うものであり、行政機関として、しかるべき考慮や配慮が求められるものである。百歩譲って、処分庁の説明のとおりであるとするならば、町田市はその無責任ぶりを猛省すべきである。

(3) ボランティアの業務には、本件のような翻訳のほか、市内在住の外国籍の住民のための保育所、学校施設、市役所窓口での通訳や病院等への同行等の様々な業務がある。これらの業務を、必要とする課室がそれぞれ、必要な時に思い思いに出前の注文をするかのように、電話で国際交流センターに依頼しているのだろうか。また、本件の直接の論点ではないが、本来、これらの業務は市において責任を持って行うべき業務ではないか。

通常、役所仕事の慣習として、このような場合は、国際交流センター又は財団の所管部局において一元的に依頼を行ったり、所管部局に合議や報告等をしているのではないか。町田市ではこれらの連絡等もすべて前時代的に口頭で行っているのか。仮にこれらを口頭ですら行われていないのであるならば、市当局内において必要な調整や依頼内容のチェック等が行われぬまま、必要性のない業務や本来、市において予算立てて行うべき業務が丸投げされているおそれが高く、また、ボランティアに対する敬意や配慮といったものも微塵も感じられず、町田市における「ブラックボランティア」の現状の一端を示すものである。繰り返しになるが、ボランティアは市の下請けではない。

上記のとおり、処分庁の説明は、一般常識に照らしても極めて不自然、不合理であることは明らかである。この民主主義の貴重なツールである情報公開制度を形骸化させないためにも、審査庁において、厳正なる審査が行われることを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) 2020年8月24日の公文書公開請求を受けて、実施機関では、2018年度及び2019年度分の紙媒体で保存されているファイル、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人、組織ごとに割り当てられている電子メールを探索したところ、該当の文書は存在しなかった。さらに、2020年11月11日付けの審査請求を受け、再度確認を行ったが、文書は存在しなかった。
- (2) 実際に（一財）町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター（以下「センター」という。）に翻訳の依頼を行った職員に聞き取りを行い、依頼をした経緯を確認した。内容は次のとおりである。
 - ア 当該職員は議会のパンフレットの翻訳を作成するにあたり、2018年11月から12月頃に、センターに電話をし、対応したセンター職員に「わたしたちの町田市議会」、「議会のご案内」の翻訳を依頼したい旨の説明をし、依頼を受諾していただけるかどうかの確認をしたところ、可との回答を得た。
 - イ 後日、当該職員がセンターに出向き、電話で対応したセンター職員に対し、資料「わたしたちの町田市議会」「議会のご案内」を基に、口答で次のことを依頼した。
 - (ア) 上記資料の文字部分について出来るだけページごとの翻訳をお願いした。依頼翻訳言語は、フランス語、英語、韓国語、中国語である。
 - (イ) 翻訳の期限については、当該職員は設定をおこなっていない。
 - ウ 当該職員が、翻訳の依頼をするにあたり依頼文を提出する必要があるか尋ねたところ、センター職員は不要と答えた。
 - エ 2019年4月から5月頃、センターから当該翻訳が出来上がったとの電話連絡があり、そのうちの一部については、センター職員が、翻訳原稿の入ったCDを直接議会事務局に持参した。また、残りの原

稿についてはメールにて送付があった。(なお、このメールは、すでに廃棄済みである。)

上記のことから、実施機関が文書不存在とした決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

本件開示請求は、実施機関である町田市議会のウェブサイトに掲載されている議会案内資料の外国語翻訳が、町田国際交流センター（以下「交流センター」という。）に依頼され、交流センターで活動するボランティアによって行われた経緯と、実施機関における意思決定に関する文書の開示を求めたものである。これに対して実施機関は、交流センターには口頭で翻訳依頼を行っており、経緯及び意思決定に係る文書は存在しないとして不存在決定を行った。

審査請求人は、本件開示請求の対象となった翻訳では、交流センターからボランティアへの翻訳依頼が、締め切りだけでなく翻訳文書の様式などが具体的に指定されており、実施機関より口頭以外の方法でなされているはずであること、通常、ボランティアに依頼する翻訳の業務量や期限などが適切になされるよう、必要な検討を行ったうえで実施機関は委託を行っているはずであること、交流センターにおけるボランティア業務が学校施設、市役所窓口、通院に伴う病院等への同行など多様であり、関係する市役所各課室等多岐にわたるため、交流センター等を所管する部局等で管理・調整等が行われているはずであるとして、本件請求対象文書が不存在であるのは極めて不自然・不合理と本件審査請求を行った。

2 交流センターについて

交流センターは、一般財団法人町田市文化・国際交流財団（以下「財団」という。）の事業の一環として設置・運営されているものである。財団を所管する文化スポーツ振興部文化振興課が、「一般財団法人町田市文化・国際交流財団補助金交付要綱」に基づき交流センターが実施する4つの事業（①外国人支援事業、②国際理解事業、③国際交流・協力事業、④情報提供・連携事業）に対して補助金を交付しており、事務局には5人の職員がいる。各事業を実施するためにボランティアによる7つの部会が設けられ、地域に居

住する外国人市民との交流等、多文化共生社会に向けた地域貢献活動が行われている。

交流センターで活動するボランティアには、市の各部署からさまざまな協力依頼が行われているが、審査会として文化スポーツ振興部文化振興課から聴取したところ、協力依頼について明文化した手順等はなく、各部署が必要に応じて個別に調整・依頼しているとのことであった。また、協力依頼実績は、財団が毎年度作成する事業報告書で実績数が報告されているとのことであった。

3 本件請求対象文書の存否について

(1) 議会案内資料の翻訳の経緯

審査会で実施機関から聴取した内容等によると、まず、議会事務局において海外からの市議会視察への対応のため、「私たちの町田市議会」「議会のご案内」（以下、2件を合わせて「当該資料」という）の英語とフランス語への翻訳を交流センターに依頼することになった。これをきっかけとして、議会事務局内で当該資料の多言語化が検討されることになった。

海外からの視察終了後、2018年11月ないし12月頃に議会事務局職員が交流センターに電話し、当該資料のさらなる多元語化のための翻訳を打診し、可能との返答があった。その後、交流センターに直接出向き対応可能言語を確認したところ、市内在住外国人が高い割合で使用する特定言語への翻訳を提案されたとのことである。そこで、すでに翻訳していた英語・フランス語に加え、交流センターの提案した中国語、韓国語への翻訳を依頼することになった。依頼は、議会事務局職員が交流センターに出向いた際に口頭で行われ、当該資料の文字部分をできるだけページごとに翻訳をお願いしたいとの要望は伝えたが、翻訳期限は設定しなかったとのことである。

この一連のやり取りは電話及び対面で行われ、実施機関内で経緯等の共有も口頭で行われたため、文書化はされなかった。また、交流センターへの翻訳依頼については、交流センター職員より依頼文は必要ないとの回答があったため作成しなかったとのことであった。翻訳原稿の納品は、一部は交流センター職員が議会事務局にCD-ROMを持参し、残りは電子メールにて送付が行われたとのことである。市議会ウェブサイトの更新作業は議会事務局内部で行われているため、翻訳した当該資料の公開に当たっても特に経緯等

を文書化することはなかったとのことである。

(2) 本件文書の探索について

実施機関は本件開示請求及び審査請求を受け、2回、紙媒体で保存されているファイル、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人及び組織ごとに割り当てられている電子メールを探索したが、翻訳に至る経緯及び意思決定に係る文書は存在しなかったとのことである。当該資料の翻訳原稿は、交流センターから電子メールとCD-ROMで納品されているが、電子メールは廃棄済みで、本件開示請求時点で確認できているのはCD-ROMと印刷した翻訳原稿のみであるとのことである。

(3) 実施機関の判断について

以上のような経緯及び実施機関での文書の探索範囲、加えて交流センターへの市関係部署からの協力依頼について明文化された手順等がなく、依頼に必要な範囲で事実上行われているという実態を踏まえると、翻訳に至る経緯及び意思決定に係る文書が存在しないことの当否は別にして、請求対象文書が作成・保管されている根拠を見い出すことができず、また文書の探索範囲も不合理な点はないため、実施機関の判断は妥当と言わざるを得ない。

4 結論

以上のとおりであるから、実施機関の行った不存在決定は妥当である。

第6 付言

現在、町田市議会のウェブサイトには交流センターのボランティアの翻訳した当該資料が掲載されており、地域に居住する外国人市民の地域政治への理解を助けるだけでなく、日本に在住する外国人が日本の地方議会システムを理解する助けにもなるもので、多言語化が図られたことは歓迎されるものである。ところが、議会公式ウェブサイトに掲載しているということは、議会としての公式文書として対外的に示しているにもかかわらず、その経緯等が文書化されていないことによって、誰による翻訳でどのような経緯で行ったのかなどが、事後的に確認が困難となるおそれがある。実施機関は公式文書として提供する翻訳については、その経緯が分かる文書を適切に残すこと

が求められるところであり、本件ではその作成がなされていないのは極めて不適切である。

このような事態は、通常、翻訳業務を事業者に委託する場合、実施機関としての意思決定を行った上で委託契約等が行われ、その経緯等が行政情報として作成・保存されるが、本件では当該資料の翻訳が、交流センターで活動するボランティアの自発的な地域貢献活動として行われたことによって、通常の意味決定等の手続が省略されたため生じたと言えるだろう。

以上のことを踏まえ、実施機関は公式文書として提供する翻訳について、その経緯が分かる文書を適切に残すなど適切な文書の作成及び管理を行われない。また、各実施機関はその業務の一部あるいは派生して行っている業務・活動をボランティアの協力を得て行う場合は、実施機関として何を依頼したのかといった基本的な情報は文書化するようにすべきである。その際、住民ボランティアと各実施機関の連携・協力は極めて意義のある取組みであるので、住民ボランティアに行政的な手続を行う負担を課すのではなく、各実施機関において適切な対応を行うようにされたい。